

各都道府県下水道担当部長           あて  
各政令指定都市下水道担当部長   あて

国土交通省   水管理・国土保全局  
                  下水道部   流域管理官

### 雨水管理総合計画の策定の推進について

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、平成 27 年 5 月 20 日に下水道法を含む「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、ソフト・ハードの両面からの水害対策を強化する制度改正が行われた。

これまでの下水道による浸水対策においては、汚水処理と雨水排除を同じ区域で行うことを前提としてきたが、雨水排除の区域は汚水処理の区域とは独立して設定するという、このたびの制度改正の趣旨を踏まえ、浸水シミュレーション等による浸水リスクの評価により、下水道による浸水対策を実施すべき区域を明確化し、きめ細やかな対策目標の設定や目標達成のための事業の重点化・効率化を図ることが必要である。

地方公共団体においては、「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（平成 28 年 4 月 国土交通省）を参考に、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価を踏まえ、下水道による浸水対策を実施すべき区域や既存施設を最大限活用した対策等を定めた「雨水管理総合計画」を策定し、この計画の内容を事業計画の「施設の設置に関する方針」に反映することにより、効率的かつ総合的な浸水対策の実施を図られたい。

上記の「雨水管理総合計画」の策定については、平成 28 年度に創設された「効率的雨水管理支援事業」において交付対象としている「効率的雨水管理総合計画の策定」として支援が可能であるため、積極的に活用されたい。各都道府県におかれては、この旨管内市町村（指定都市を除く。）にも周知願いたい。

なお、平成 27 年の下水道法改正により、雨水排除に特化した公共下水道を実施することができる制度（雨水公共下水道制度）が創設されたところであり、雨水公共下水道を実施する地域においても、雨水管理総合計画を策定することにより、下水道による浸水対策を実施すべき区域の明確化等を図られたい。